

## 【フランス】 国による情報監視技術の使用を規定する法律

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

\* 2015年7月に、主にテロ対策の一環として、国による情報監視技術の使用について規定する「情報活動に関する法律」が制定された。

### 1 背景

自国を脅かす危険に対し、個人の自由を尊重しつつも情報監視を強化する必要がある、という認識はテロの脅威を抱える国々に共通しており、2015年1月にイスラム・テロリストによるシャルリ・エブド襲撃事件が発生したフランスもそのひとつである。

しかしフランスは、先進国の中では国の情報活動の法的な枠組み作りが遅れていた。情報監視技術が治安・国防関係機関により、根拠法が十分に整備されないまま正当な管理をされず使用されている状況を改善するため、2013～2014年に法整備の準備が進められた。したがって2015年3月という時点での政府案の提出はシャルリ・エブド襲撃事件を直接の契機とはしていないが、その後の数件のテロ未遂事件も合わせ、社会全体の危機感が法整備の追い風となるタイミングであった。

政府としては、このように、情報活動で使用する具体的な手段とその管理を法に明示して国民の生活をより強固に守りたいという姿勢を強調していたが、政府案は後述のように大きな議論を呼び、2015年7月24日に「情報活動に関する法律第2015-912号」(注1)として成立するまでに多くの逆風を受けることとなった。

### 2 法律の概要

この法律は全27か条からなり、主要部分は、国内安全法典(*Code de la sécurité intérieure*)に第8章「情報活動」を新設した上でその条項を列記する形となっている。なお、この法律は音声傍受や追跡技術等についての規定も含むが、ここでは全体の枠組みとインターネットに関連する規定について概要を紹介する。

#### (1) 情報活動の原則と目的

この法律はまず冒頭で、国民の生活、特に通信の秘密、個人情報の保護、住居の不可侵の尊重を保障する。情報監視技術は、脅威の度合いや緊急性と均衡を図りつつ法に定める範囲と手続によって使用するとされている。

情報機関は以下の目的にのみ情報監視技術を使用する。①国の独立、領土の保全、国家の防衛、②外交政策上の重大な利害、欧州及び国際的な取決めの履行並びにあらゆる形態の外国の干渉の防止、③フランスの経済、産業及び科学技術に関する利害、④テロの防止、⑤共和政体に対する攻撃や公共の安寧に重大な攻撃をもたらす性質の集団的暴力の防止、⑥組織犯罪の防止、⑦大量破壊兵器の拡散防止。

#### (2) 情報活動の枠組み

情報機関がこの法律に挙げられた情報活動を実行するには、書面により首相に許可を請求しなければならない。首相は、国家情報技術管理委員会（CNCTR : Commission nationale de contrôle des techniques de renseignement）の意見を徴した後に許可の是非を判断する。CNCTR は実行された情報活動について情報機関に報告を求めることができる。

CNCTR は新たに設置される独立行政機関で、国民議会（下院）、元老院（上院）、コンセイユ・デタ、破毀院及び郵便・電子通信規制機関（ARCEP）の代表計 9 人で構成される。

### (3) 通信情報の検知

情報機関はテロ防止という目的に限定しインターネット通信網を監視できる。具体的には、国内のインターネット・プロバイダーに通信情報を自動解析する「仕掛け」の設置を義務付け、テロ関連と疑わしい通信データを検知する。ただし情報機関が使用できるのはメタデータ（メールの発信元・受信先や訪れたサイトの IP アドレス等）に限定される。

### (4) 提訴

この法律に定める国の情報活動によって受けた利害について、あらゆる個人はコンセイユ・デタに提訴できる権利が定められた。また、CNCTR 自身も、合法性が疑われる情報活動についてコンセイユ・デタに提訴することができる。

## 3 国内の反応と憲法院の判断

政府案が提示されるや、一般国民、人権団体、インターネット関連会社、さらには治安のための通信傍受の管理に関する国家委員会のような国の機関すらも次々に強い反対意見や疑念を表明した。特に、プロバイダーに設置を義務付ける「仕掛け」、通称「ブラックボックス (boîte noire)」は、テロに関連する通信データを検知するにはすべての通信データを網にかけることになり、個人の自由が保障されないとして激しい反発に遭った。5 月には反対デモが実施され、首相の許へは約 12 万人の反対署名を集めた請願書が提出された。それに対する政府の説明も明解なものではなかった。また、政府案に挙げられた情報監視技術の使用目的が幅広く具体的でない点に対しても、多くの疑義が寄せられた。

議会での審議においても左右両派から反対意見が出され、多数の修正を経たものの、大筋はそのままに 6 月 24 日了承された。しかしその後、憲法第 61 条の規定に則り、上院議長、60 人以上の国会議員、さらにオランド大統領の三者が合憲性審査を憲法院へ付託した。議会承認後の法案について大統領自身が審書前に憲法院の判断を求めるのは第五共和制発足後前例がなく、大統領がこの法律の正当性を重視したことが窺える。

憲法院は、緊急の場合に首相や CNCTR の了解を得なくても情報監視技術を発動できるとした規定、及び通信者の少なくとも一者が海外にいる場合に海外との通信を監視できるとした規定等、若干の条項について不適切としたが、それ以外は「ブラックボックス」を含め指摘がなく、大統領の審書を経て最終的に 7 月 26 日に官報公示された。

## 注

(1) Loi n° 2015-912 du 24 juillet 2015 relative au renseignement.